

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	個人住民税賦課事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

佐賀市は、個人住民税賦課事務において特定個人情報ファイルを取扱うことが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識するとともに、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行うことで、常に個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

個人住民税賦課事務においては、事務の一部を業務委託しているため、特に契約に際し、個人情報保護及び秘密保持についての事項を委託契約書に明記している。また、内部に対しても照会用のID、パスワードなどを設けて閲覧等の制限をかける等、情報漏えいのリスクを軽減する措置を行っている。

評価実施機関名

佐賀県佐賀市長

公表日

令和7年12月1日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

②システムの機能	<p>1. 宛名管理機能 団体内統合宛名番号の付番と、個人番号や各業務で管理している番号の関連付を行い管理する。</p> <p>2. 個人番号の保護機能 個人番号の保護を行うため認証の制御をする。</p> <p>3. 宛名連携機能 同一人の宛名番号を紐付する機能を有し、宛名番号の関連付けしたデータを作成・管理する。中間サーバーとの連携時には、紐付した宛名番号から団体内宛名番号を取得する。</p> <p>4. 各業務システムとの連携機能 中間サーバーとの間で、情報転送及び情報照会を行う際の要求や、その結果を各業務システムとの間で連携する。</p> <p>5. 中間サーバー連携機能 中間サーバーとのデータ連携により、情報送信(提供)及び情報受信(收受)を行う。情報送信(提供)及び情報受信(收受)を行った結果の情報を取得する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="radio"/>] その他 (中間サーバー)</p>
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>1. 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>2. 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>3. 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、宛名システム及び住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。</p> <p>7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>8. セキュリティ管理機能 暗号化及び復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リスト情報を管理する。</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>10. システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。</p>

	番号法第10条第1項により、再委託については、委託元の許諾を得た場合に認めている。佐賀市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、佐賀市個人情報保護条例並びに佐賀市個人情報取扱事務業務委託基準の別記、個人情報取扱特記事項第9(再委託の禁止)に基づく協議を行い、必要と認める場合のみ許可する。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()
システム7	
①システムの名称	個人住民税申告ポータル
②システムの機能	個人住民税についてオンラインで申告ができる機能
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (マイナポータル申請管理(サービス検索・電子申請機能))
システム8	
①システムの名称	マイナポータル申請管理(サービス検索・電子申請機能)
②システムの機能	【住民向け機能】 自ら受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 【地方公共団体向け機能】 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (個人住民税申告ポータル)
システム9	
①システムの名称	
②システムの機能	
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()
システム10	
①システムの名称	

3. 特定個人情報ファイル名	
(1) SHIPS個人住民税システムDBファイル (2) 個人住民税課税資料イメージファイル (3) 地方税電子申告情報ファイル (4) 国税連携情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第24項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報照会の根拠】 ・48の項 【情報提供の根拠】 ・1, 2, 3, 4, 5, 7, 11, 13, 15, 20, 28, 37, 39, 42, 48, 49, 53, 57, 58, 59, 63, 65, 66, 69, 73, 75, 76, 81, 83, 84, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 96, 98, 106, 108, 115, 124, 125, 129, 130, 132, 137, 138, 140, 141, 142, 144, 147, 151, 152, 155, 156, 158, 160, 161, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173の項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	佐賀市市民生活部市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
7. 他の評価実施機関	
なし	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) SHIPS個人住民税システムDBファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	本市内に住所を有する者、当市内に住所を有しない課税対象者、当市で課税対象となる者の課税資料に記載のある扶養親族、納税管理人及び納税義務者の相続人
その必要性	個人住民税において公平かつ適正な課税を行うため
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (本市個人識別番号)
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号:対象者を正確に特定するために保有する。 ・4情報、連絡先等情報、その他住民票関係情報:対象者の賦課期日時点の居住地、世帯情報、通知書の送付先等を把握するために保有する。 ・国税関係情報:対象者の国税関係の申告情報等を、個人住民税の賦課・更正のため保有する。 ・地方税関係情報:個人住民税額を算出し、これに基づき対象者へ税額通知を行う。また、各種証明書を発行するために保有する。 ・生活保護関係情報:個人住民税の非課税判定を行うために保有する。 ・その他:当市において、個人を一意に識別するために独自の識別番号を保有する。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	佐賀市市民生活部市民税課

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (6) 件	
委託事項1	基幹行政システム運用保守業務委託	
①委託内容	基幹行政システムの運用及び保守業務	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	SDCソリューションズ株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2	基幹行政システム運用保守(インフラ管理)業務委託	
①委託内容	基幹行政システムの運用に必要な機器及びネットワークに関する保守業務	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	SDCソリューションズ株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3	申告情報のパンチ入力業務委託	
①委託内容	申告情報(給与支払報告書、確定申告書、市県民税申告書等)のデータ化に関する業務	
②委託先における取扱者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	指名競争入札により選定	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項4	納税通知書封入・封緘業務委託	
①委託内容	普通徴収の納税通知書の封入・封緘に関する業務	
②委託先における取扱者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社コーユービジネス	
	<選択肢>	

再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項5		基幹行政システム(個人住民税システム)改修業務委託	
①委託内容		毎年の税制改正に対応し、個人住民税システムの改修を行う業務	
②委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		指名競争入札により選定	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項6～10			
委託事項6		市民税・県民税賦課等業務委託	
①委託内容		課税資料データ化の事前作業に関する業務	
②委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		プロポーザル方式により選定	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項7			
①委託内容			
②委託先における取扱者数		[]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名			
再委託	④再委託の有無 ※	[]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項8			
①委託内容			
②委託先における取扱者数		[]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (57) 件 [<input checked="" type="checkbox"/>] 移転を行っている (16) 件 [] 行っていない
提供先1	別紙1参照
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(別紙1参照)
②提供先における用途	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定められた用途(別紙1参照)
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により、算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	佐賀市で個人住民税を賦課されている対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたとき随時
提供先2～5	
提供先2	給与支払者(行政機関・独立行政法人等、地方公共団体・地方独立行政法人、民間事業者)
①法令上の根拠	番号法第19条第1号、地方税法第321条の4
②提供先における用途	給与所得に係る個人住民税について、給与の支払をする際に特別徴収して市区町村に納付する。
③提供する情報	地方税法第321条の4第1項に基づき、給与所得に係る特別徴収税額、住所、氏名等
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の特別徴収の対象となる給与所得者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	当初課税及び更正時
提供先3	国税庁長官
①法令上の根拠	番号法第19条第10号、地方税法第317条
②提供先における用途	所得税の更正決定、修正申告の勧奨等
③提供する情報	地方税法第315条第1号ただし書又は同法第316条の規定により、佐賀市が所得を計算して個人住民税を課した場合において、該当者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額等
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

- ・特定個人情報ファイルは、サーバー機器に接続された磁気ディスク内に格納している。
- ・サーバー機器は、民間データセンター内に格納し、当該データセンターでは、施設の入退所管理、サーバー室入口での入退室管理を行い、許可された者のみが入場できるようにしている。
- ・サーバー機器の利用には、ユーザーIDとパスワードによる認証を行い、ユーザーIDごとに利用権限を制限するとともに、利用履歴を監査できるようアクセスログを取得し保管している。

7. 備考

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 個人住民税課税資料イメージファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	本市内に住所を有する者、当市内に住所を有しない課税対象者、当市で課税対象となる者の課税資料に記載のある扶養親族、納税管理人及び納税義務者の相続人
その必要性	個人住民税において公平かつ適正な課税を行うため
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (本市個人識別番号)
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号:対象者を正確に特定するために保有する。 ・4情報:対象者の賦課期日時点の居住地、世帯情報を把握するために保有する。 ・地方税関係情報:資料提出元の把握及び給与支払報告書イメージデータを保管するために保有する。 ・国税関係情報:国税連携システムからの確定申告書データを保管するために保有する。 ・その他:当市において、個人を一意に識別するために独自の識別番号を保有する。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	佐賀市市民生活部市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (地方税共同機構)								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (LGWAN)								
③使用目的 ※	適正な課税額の算出を行うため。								
④使用の主体	使用部署	市民生活部市民税課及び保健福祉部保険年金課							
	使用者数	[50人以上100人未満] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	1 紙資料と電子データが混在する課税資料(給与支払報告書、公的年金支払報告書、確定申告書、市県民税申告書等)を、紙資料についてはデータ化し、全体を電子データとして一元管理する。 2 個人単位で名寄せした課税資料の照会を行う。								
情報の突合	なし								
⑥使用開始日	平成28年1月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1		
原票管理システム(個人住民税)運用保守業務委託		
①委託内容	原票管理システムの運用および保守業務	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社ジェイエスクープ株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2		
市民税・県民税賦課等業務委託		
①委託内容	課税資料データ化の事前作業に関する業務	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	プロポーザル方式により選定	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3		
①委託内容		
②委託先における取扱者数	[] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		
再委託	④再委託の有無 ※	[] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項4		
①委託内容		
②委託先における取扱者数	[] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		
	<選択肢>	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [<input checked="" type="checkbox"/>] 移転を行っている (1) 件 [] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	保健福祉部保険年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	・国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による保険給付の支給に関する事務及び地方税法に基づく国民健康保険税の賦課徴収に関する事務 ・高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づく保険給付及び保険料の徴収に関する事務
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	当市国民健康保険の被保険者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (端末での画面検索)
⑦時期・頻度	随時
移転先2～5	
移転先6～10	

移転先11～15

移転先16～20

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

- ・特定個人情報ファイルは、サーバー機器に接続された磁気ディスク内に格納している。
- ・サーバー機器は、庁舎内の部外者の出入りを禁じた設置スペースの、サーバーラック内に格納している。サーバーラックは施錠しており、許可された担当者のみが開閉できるようにしている。
- ・サーバー機器の利用には、ユーザーIDとパスワードによる認証を行い、利用履歴を監査できるようアクセスログを取得し保管している。

7. 備考

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(3) 地方税電子申告情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	本市内に住所を有する者、当市内に住所を有しない課税対象者、当市で課税対象となる者の課税資料に記載のある扶養親族、納税管理人及び納税義務者の相続人
その必要性	個人住民税において公平かつ適正な課税を行うため
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号:対象者を正確に特定するために保有する。 ・その他識別情報:地方税電子申告情報において、個人を特定するために付番されている識別番号を保有する。 ・4情報、連絡先等情報、その他住民票関係情報:対象者の賦課期日時点の居住地、世帯情報、通知書の送付先等を把握するために保有する。 ・地方税関係情報:個人住民税額を算出し、これに基づき対象者へ税額通知を行う。また、各種証明書を発行するために保有する。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	佐賀市市民生活部市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="radio"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="radio"/> 行政機関・独立行政法人等 (年金保険者) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="radio"/> 民間事業者 (給与、報酬、配当、公的年金等の支払者) <input type="radio"/> その他 (地方税共同機構)	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="radio"/> その他 (LGWAN、インターネット回線、専用回線、マイナポータル申請管理(サービ ス検索・電子申請機能))	
③使用目的 ※	適正な課税額の算出を行うため。	
④使用の主体	使用部署	市民生活部市民税課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	1 住所・氏名のほか、個人番号が記載された地方税に係る申告書等データを審査システム(eLTAX)を通じて利用者より受け取る。 2 利用届出情報、申告情報等の審査を行う。 3 審査済の申告情報等をダウンロードし、個人住民税システムに取り込む。	
情報の突合	個人住民税システムに取り込む際、課税対象者情報との突合を行う。	
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	地方税ポータルシステムASPサービス提供業務委託	
①委託内容	地方税電子申告システムをASPサービスとして利用するための全ての業務	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社TKC	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	番号法第10条第1項により、再委託については、委託元の許諾を得た場合に認めている。佐賀市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、佐賀市個人情報保護条例並びに佐賀市個人情報取扱事務業務委託基準の別記、個人情報取扱特記事項第9(再委託の禁止)に基づく協議を行い、必要と認める場合のみ許可する。
	⑥再委託事項	委託内容の一部とし、協議により定める。
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (2) 件 [<input type="checkbox"/>] 移転を行っている () 件 [<input type="checkbox"/>] 行っていない
提供先1	・厚生労働大臣(日本年金機構)・厚生労働大臣(日本年金機構)を經由して国家公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団・地方公務員共済組合連合会を經由して地方職員共済組合、地方職員共済組合団体共済部、東京都職員共済組合、札幌市職員共済組合、川崎市職員共済組合、横浜市職員共済組合、名古屋市職員共済組合、京都市職員共済組合、大阪市職員共済組合、神戸市職員共済組合、広島市職員共済組合、北九州市職員共済組合、福岡市職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、全国市町村職員共済組合連合会
①法令上の根拠	番号法第19条第1号、地方税法第321条の7の5第1項、第321条の7の7第2項等
②提供先における用途	年金所得に係る個人住民税について、年金給付の支払をする際に特別徴収して市区町村に納付する。
③提供する情報	地方税法第321条の7の5第1項及び第321条の7の8第3項に基づき、当該年金所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収する旨、当該特別徴収対象年金所得者に係る支払回数割特別徴収税額、当該特別徴収対象年金所得者の氏名及び住所、当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の種類並びに当該年金保険者の名称、当該特別徴収対象年金所得者の性別及び生年月日並びに当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の額
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の納税義務者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (LGWAN)
⑦時期・頻度	年金特徴停止通知 年12回・特別徴収税額通知 年1回(7月)
提供先2～5	
提供先2	給与支払者(行政機関・独立行政法人等、地方公共団体・地方独立行政法人、民間事業者)
①法令上の根拠	番号法第19条第1号、地方税法第321条の4
②提供先における用途	給与所得に係る個人住民税について、給与の支払をする際に特別徴収して市区町村に納付する。
③提供する情報	地方税法第321条の4第1項に基づく、給与所得に係る特別徴収税額、住所、氏名等
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	給与の支払を受けている納税義務者のうち特別徴収の方法によって徴収する者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (LGWAN、インターネット回線)
⑦時期・頻度	特別徴収税額通知 5月
提供先3	
①法令上の根拠	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

- ・特定個人情報ファイルは、サーバー機器に接続された磁気ディスク内に格納している。
- ・サーバーは、地方税ポータルシステムASPサービス提供業務委託業者の、生体認証を用いて厳重に入退室を管理されたサーバー室内のサーバーラックに格納されている。
- ・サーバー機器の利用には、ユーザーIDとパスワードによる認証を行い、利用履歴を監査できるようアクセスログを取得し保管している。

7. 備考

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(4) 国税連携情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	当市内に住所を有する者、当市内に住所を有しない課税対象者、当市で課税対象となる者の課税資料に記載のある扶養親族、納税管理人及び納税義務者の相続人
その必要性	個人住民税において公平かつ適正な課税を行うため
④記録される項目	[10項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号:対象者を正確に特定するために保有する。 ・4情報:対象者の賦課期日時点の居住地、世帯情報を把握するために保有する。 ・地方税関係情報:資料提出元の把握及び給与支払報告書イメージデータを保管するために保有する。 ・国税関係情報:国税連携システムからの確定申告書データを保管するために保有する。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	佐賀市市民生活部市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input checked="" type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (LGWAN)								
③使用目的 ※	適正な課税額の算出を行うため。								
④使用の主体	使用部署	市民生活部市民税課							
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 [] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	1 住所・氏名のほか、個人番号が記載された所得税申告書等データを国税連携システム(eLTAX)を通じて国税庁より受け取る。 2 国税庁から送信された確定申告データをダウンロードし、個人住民税システムに取り込む。 3 他市区町村から回送された確定申告データをダウンロードし、個人住民税システムに取り込む。								
	情報の突合	個人住民税システムに取り込む際、課税対象者情報との突合を行う。							
⑥使用開始日	平成28年1月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	地方税ポータルシステムASPサービス提供業務委託	
①委託内容	地方税電子申告システムをASPサービスとして利用するための全ての業務	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社TKC	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	番号法第10条第1項により、再委託については、委託元の許諾を得た場合に認めている。佐賀市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、佐賀市個人情報保護条例並びに佐賀市個人情報取扱事務業務委託基準の別記、個人情報取扱特記事項第9(再委託の禁止)に基づく協議を行い、必要と認める場合のみ許可する。
	⑥再委託事項	委託内容の一部とし、協議により定める。
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

移転先2~5	
移転先6~10	
移転先11~15	
移転先16~20	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

- ・特定個人情報ファイルは、サーバー機器に接続された磁気ディスク内に格納している。
- ・サーバー機器は、地方税ポータルシステムASPサービス提供業務委託業者の、生体認証を用いて厳重に入退室を管理されたサーバー室内のサーバーラックに格納されている。
- ・サーバー機器の利用には、ユーザーIDとパスワードによる認証を行い、利用履歴を監査できるようアクセスログを取得し保管している。

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

別紙3に記載のとおり。

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1)SHIPS個人住民税システムDBファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住基情報の入手については、同一システム内に格納された情報をシステム内連携機能で取得するため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・住民からの申請・申告に基づく情報の入手については、本人確認や個人番号の真正性確認を実施し、対象者でない者の情報を入手しないようしている。 ・他団体からの情報の入手については、基本4情報に基づき対象者と合致することを確認し、対象者以外の情報が存在した場合には、入手元団体への連絡及び入手した情報の転送を行うことで、対象者でない者の情報を入手しないようしている。 ・住登外情報については、相手方が間違いなく本業務の対象者であることを確認した上で情報を入手しており、その上で住登地の市区町村へ当市で課税を行う旨の通知を送付し、二重課税を防止している。 ・情報システムの操作ログを記録し、対象者以外の情報の入手の抑止を図っている。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・情報システムの操作においては、ユーザーID・パスワードによる認証を実施し、あらかじめ定められた職員が定められた機能や処理しかできないよう権限設定を行っている。 ・情報システム内には、本件事務に関係のない情報は保有しない仕様となっている。 ・特定個人情報の使用に係る法的規制については、職員研修を実施して周知徹底している。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・情報システムを使用可能な職員を特定し、特定個人情報へのアクセス権限の制御を行っている。 ・ユーザーID・パスワードにより、操作者の認証を行う。
その他の措置の内容	情報システムへのアクセス記録をログとして保管している。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内連携については、あらかじめ定められた仕様による提供・移転に限定しており、連携処理に係るログを記録している。 ・上記の提供・移転については、番号法及び条例で認められる範囲内に限定するよう、周知徹底を行う。 	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・情報システムへのアクセス権を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> ・不適切な方法で提供・移転が行われるリスクへの措置 所定の端末及びアクセス方法でのみ正規の提供・移転ができる制御を行っている。 適正な情報の提供・移転について職員研修により周知徹底を図る。 ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 情報システムにより、指定された仕様に基づき得られた情報のみ提供・移転する制御を行っている。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 情報の移転を行う相手先について、情報システムでの制御を行っている。 		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第2及び第19条第17号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>
--------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
-------------	------------------------------------------------------------------------------------------

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 <p>(※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
--------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
-------------	------------------------------------------------------------------------------------------

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

--	--

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	<p>[十分に行っている] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
----------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------

②過去3年以内に、評価実施	<p>[発生なし] <選択肢></p>
---------------	-----------------------------

機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	1) 発生あり	2) 発生なし
その内容			
再発防止策の内容			

その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・サーバー設置場所の入退室管理を行っている。 ・定期的なバックアップを行っている。 ・情報システム及び機器の廃棄時には、データの消去又は物理的破壊を行っている。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<div style="border: 1px solid black; height: 150px; width: 100%;"></div>	

8. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><佐賀市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員に対しては、特定個人情報保護の取扱いに関するセキュリティ研修を実施する。 ・委託事業者に対しては、秘密保持を伴う契約を締結し、特に個人情報保護に関しては特記事項を設けて適正な取り扱いを義務付けている。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施する。</p>
10. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(2)個人市民税課税資料イメージファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住基情報の入手については、佐賀市基幹行政システムの基本4情報に基づく突合機能で対象者と合致することを確認して取得するため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・住民からの申請・申告に基づく情報の入手については、本人確認や個人番号の真正性確認を実施し、対象者でない者の情報を入手しないようにしている。 ・他団体からの情報の入手については、基本4情報に基づき対象者と合致することを確認し、対象者以外の情報が存在した場合には、入手元団体への連絡及び入手した情報の転送を行うことで、対象者でない者の情報を入手しないようにしている。 ・住登外情報については、相手方が間違いなく本業務の対象者であることを確認した上で情報を入手しており、その上で住登地の市区町村へ当市で課税を行う旨の通知を送付し、二重課税を防止している。 ・情報システムの操作ログを記録し、対象者以外の情報の入手の抑止を図っている。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・情報システムの操作においては、ユーザーID・パスワードによる認証を実施し、あらかじめ定められた職員が定められた機能や処理しかできないよう権限設定を行っている。 ・情報システム内には、本件事務に関係のない情報は保有しない仕様となっている。 ・特定個人情報の使用に係る法的規制については、職員研修を実施して周知徹底している。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・情報システムを使用可能な職員を特定し、特定個人情報へのアクセス権限の制御を行っている。 ・ユーザーID・パスワードにより、操作者の認証を行う。
その他の措置の内容	情報システムへのアクセス記録をログとして保管している。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	秘密保持義務 事業所内からの特定個人情報のからの特定個人情報の持ち出しの禁止 特定個人情報の目的外利用の禁止 再委託における条件 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 特定個人情報を取り扱う従業員の明確化 従業員に対する監督・教育、契約内容の遵守状況について報告 実地の監査、調査等を行うことができる	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・個人住民税課税資料イメージファイルに関しては、庁内連携等により他の情報システムにデータを提供・移転する機能を持たない。 ・情報システムの操作ログを記録し、不正な操作による情報の提供・移転が行われないう監視している。 ・情報の移転については、番号法及び条例で認められる範囲内に限定するよう、周知徹底を行う。 	
その他の措置の内容	情報システムへのアクセス権を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> ・不適切な方法で提供・移転が行われるリスクへの措置 所定の端末及びアクセス方法でのみ正規の移転ができる制御を行っている。 適正な情報の提供・移転について職員研修により周知徹底を図る。 ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 情報システムにより、指定された仕様に基づき得られた情報のみ提供・移転する制御を行っている。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 情報の移転を行う相手先については、情報システムで正規の利用ID/パスワードを持つ者に限定する制御を行っている。 		

その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・サーバー機器は、庁舎内の部外者の出入りを禁じた設置スペースの、サーバーラック内に格納している。サーバーラックは施錠しており、許可された担当者のみが開閉できるようにしている。 ・定期的なバックアップを行っている。 ・情報システム及び機器の廃棄時には、データの消去又は物理的破壊を行っている。
リスクへの対策は十分か	<p style="text-align: center;">[十分である] <選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p style="text-align: center;">3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

8. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<佐賀市における措置> ・職員に対しては、特定個人情報保護の取扱いに関するセキュリティ研修を実施する。 ・委託事業者に対しては、秘密保持を伴う契約を締結し、特に個人情報保護に関しては特記事項を設けて適正な取り扱いを義務付けている。
10. その他のリスク対策	

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(3) 地方税電子申告情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>(1) 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 (eLTAXからの入手分) ○本人又は本人の代理人からの入手 ○給与支払者、公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。）からの入手 ・地方税ポータルセンタ(eLTAX)では、申告等の手続きを行おうとしている者からしか情報を受け付けず、対象者以外の情報の入手ができないようシステムで制御している。eLTAXを利用するためには、利用届出を提出し、利用者IDと暗証番号を取得して、電子証明書を登録する必要がある。申告等の手続の際に添付される電子証明書と登録情報との確認を行うことにより、なりすましでないかの確認・検証ができる。また、利用届出や申告データ等に記載された提出先により、審査システム(eLTAX)が地方税ポータルサイト(eLTAX)から対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。 〈マイナポータル申請管理(サービス検索・電子申請機能)における措置〉 ・マニュアルやweb上で個人番号の提出が必要な者の要件を明示・周知し、対象以外の情報の入手を阻止する。 ・申請時に個人番号付電子申請データに電子証明書を付与することで、本人以外のなりすましを防止する。</p> <p>○公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等）からの入手 ・公的年金等支払者から提出された情報に記載された提出先により、審査システム(eLTAX)が地方税ポータルサイト(eLTAX)から対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。</p> <p>(2) 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容 ・審査システム(eLTAX)では、各入手元からの情報に設定された提出先により、対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御するとともに、法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手できないようシステムで制御している。 〈マイナポータル申請管理(サービス検索・電子申請機能)における措置〉 ・住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>・情報システムの操作においては、ユーザーID・パスワードによる認証を実施し、あらかじめ定められた職員が定められた機能や処理しかできないよう権限設定を行っている。</p> <p>・情報システム内には、本件事務に関係のない情報は保有しない仕様となっている。</p> <p>・特定個人情報の使用に係る法的規制については、職員研修を実施して周知徹底している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザー認証の管理	<p>[行っている] <選択肢></p>

セキュリティの目標	1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・情報システムを使用可能な職員を特定し、特定個人情報へのアクセス権限の制御を行っている。 ・ユーザーID・パスワードにより、操作者の認証を行う。 〈マイナポータル申請管理(サービス検索・電子申請機能)における措置〉 ・サービス検索・電子申請機能をLGWAN接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。 	
その他の措置の内容	<p>(1)従業者が事務外で使用するリスクへの措置 情報システムへのアクセス記録をログとして保管する。 〈マイナポータル申請管理(サービス検索・電子申請機能)における措置〉 ・サービス検索・電子申請機能へのアクセスできる端末を制限する。</p> <p>(2)特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置 〈マイナポータル申請管理(サービス検索・電子申請機能)における措置〉 サービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	秘密保持義務 事業所内からの特定個人情報のからの特定個人情報の持ち出しの禁止 特定個人情報の目的外利用の禁止 再委託における条件 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 特定個人情報を取り扱う従業員の明確化 従業員に対する監督・教育、契約内容の遵守状況について報告 実地の監査、調査等を行うことができる
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・許可のない再委託は禁止している。 ・再委託先においても、一次委託先と同様の措置を義務付ける。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	(eLTAXで提供する分) ○給与支払者への提供 ○公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等）への提供 ・審査システム（eLTAX）を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ（eLTAX）への送信方法は、あらかじめ定められた手順に沿って行われ提供処理を行っている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>(eLTAXで提供する分) ○給与支払者への提供 ・審査システム（eLTAX）において特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められている。提供処理の際にシステムに格納するデータには利用者IDがあり、それにより提供先が設定される。なお、地方税ポータルセンタ（eLTAX）への送信には閉域網であるLGWANを用いており、また、提供を受ける者が提供されたデータの確認等をする場合にはインターネット回線を用いているが、地方税ポータルセンタ（eLTAX）に利用者IDとパスワードを用いてログインをし、確認している。これらのデータは暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。</p> <p>○公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等）への提供 ・審査システム（eLTAX）において特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められている。提供処理の際にシステムに格納するデータには特別徴収義務者コードがあり、それにより提供先が設定される。なお、地方税ポータルセンタ（eLTAX）への送信には閉域網であるLGWANを用いており、データは暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。・地方税ポータルセンタ（eLTAX）から公的年金支払者にDVDにより提供する場合には、一般社団法人地方税電子化協議会がセキュリティ便により提供しており、不適切な方法で提供・移転が行われないようにしている。</p>		

<p>その他の措置の内容</p>	<p>【物理的対策】 ・サーバー機器は、地方税ポータルシステムASPサービス提供業務委託業者の、生体認証を用いて厳重に入退室を管理されたサーバー室内のサーバーラックに格納されている。 ・情報システム及び機器の廃棄時には、データの消去又は物理的破壊を行っている。 〈マイナポータル申請管理(サービス検索・電子申請機能)における措置〉 ・LGWAN接続端末については、業務時間内のセキュリティワイヤー等による固定</p> <p>【技術的対策】 ・定期的なバックアップを行っている。 〈マイナポータル申請管理(サービス検索・電子申請機能)における措置〉 ・LGWAN接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行う。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p> </p>	

8. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<佐賀市における措置> ・職員に対しては、特定個人情報保護の取扱いに関するセキュリティ研修を実施する。 ・委託事業者に対しては、秘密保持を伴う契約を締結し、特に個人情報保護に関しては特記事項を設けて適正な取り扱いを義務付けている。
10. その他のリスク対策	

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(4) 国税連携情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>(eLTAXからの入手分) ○ 国税庁からの入手 ・ 国税庁から所得税申告書等データを入手する際には、国税庁が佐賀市を送信先と設定した対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。</p> <p>・ 国税連携システム(eLTAX)では、各入手元からの情報に設定された提出先により、対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御するとともに、法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手できないようシステムで制御している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>・ 情報システムの操作においては、ユーザーID・パスワードによる認証を実施し、あらかじめ定められた職員が定められた機能や処理しかできないよう権限設定を行っている。</p> <p>・ 情報システム内には、本件事務に関係のない情報は保有しない仕様となっている。</p> <p>・ 特定個人情報の使用に係る法的規制については、職員研修を実施して周知徹底している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>・ 情報システムを使用可能な職員を特定し、特定個人情報へのアクセス権限の制御を行っている。</p> <p>・ ユーザーID・パスワードにより、操作者の認証を行う。</p>
その他の措置の内容	<p>情報システムへのアクセス記録をログとして保管している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	秘密保持義務 事業所内からの特定個人情報のからの特定個人情報の持ち出しの禁止 特定個人情報の目的外利用の禁止 再委託における条件 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 特定個人情報を取り扱う従業員の明確化 従業員に対する監督・教育、契約内容の遵守状況について報告 実地の監査、調査等を行うことができる
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・許可のない再委託は禁止している。 ・再委託先においても、一次委託先と同様の措置を義務付ける。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	(eLTAXで提供する分) ○国税庁への提供 ・国税連携システム(eLTAX)を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信方法は、あらかじめ定められた手順に沿って行われ提供処理を行っている。 ・国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。		
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
(eLTAXで提供する分) ○国税庁への提供 ・国税連携システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、利用者ID及びパスワード等により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められている。提供先として国税庁以外を設定することはできない仕様になっている。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と市区町村間は閉域網であるLGWAN、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と国税庁間は専用回線を用いており、データも暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。 ・国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。			

8. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<佐賀市における措置> ・職員に対しては、特定個人情報保護の取扱いに関するセキュリティ研修を実施する。 ・委託事業者に対しては、秘密保持を伴う契約を締結し、特に個人情報保護に関しては特記事項を設けて適正な取り扱いを義務付けている。
10. その他のリスク対策	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	佐賀県佐賀市栄町1番1号 総務部総務法制課 電話: 0952-40-7022
②請求方法	指定様式を定め書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	佐賀県佐賀市栄町1番1号 市民生活部市民税課 電話: 0952-40-7062
②対応方法	問い合わせの受付時に受付票等を記載することにより、対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年2月28日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月30日	I 基本情報 5. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠中、【情報提供の根拠】	【情報提供の根拠】:別表第2第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、同表第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	【情報提供の根拠】:別表第2第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、同表第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	事後	
平成28年9月30日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民税課長 今井 剛	市民税課長 片瀬 明子	事後	
平成28年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(1) 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目		(別紙3)(1)SHIPS個人住民税システムDBファイル中、項番722から977を追加	事後	
平成28年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(1) 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体中、使用部署	市民生活部市民税課、諸富支所市民サービス課、大和支所市民サービス課、富士支所市民サービス課、三瀬支所市民サービス課、川副支所市民サービス課、東与賀支所市民サービス課、久保田支所市民サービス課及びSHIPS個人住民税システム参照権限付与部署	市民生活部市民税課、諸富支所市民サービスグループ、大和支所市民サービスグループ、富士支所市民サービスグループ、三瀬支所市民サービスグループ、川副支所市民サービスグループ、東与賀支所市民サービスグループ、久保田支所市民サービスグループ及びSHIPS個人住民税システム参照権限付与部署	事後	
平成28年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1の別紙1	項番8の提供先の用途「児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」	項番8の提供先の用途「児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」	事後	
平成28年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1の別紙1	項番9の提供先「市町村長」	項番9の提供先「都道府県知事」	事後	

平成28年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1の別紙1	項番9の提供先の用途「児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの」	項番9の提供先の用途「児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」	事後	
平成28年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1の別紙1	項番16の提供先「都道府県知事」	項番16の提供先「都道府県知事又は市町村長」	事後	
平成28年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1の別紙1		提供先及び提供先の用途に、項番38「都道府県教育委員会又は市町村教育委員会」、「学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの」を追加	事後	
平成28年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1の別紙1		提供先及び提供先の用途に、項番85の2「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長」、「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの」を追加	事後	
平成28年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(2) 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体中、使用部署	市民生活部市民税課、諸富支所市民サービス課、大和支所市民サービス課、富士支所市民サービス課、三瀬支所市民サービス課、川副支所市民サービス課、東与賀支所市民サービス課、久保田支所市民サービス課及び保健福祉部保険年金課	市民生活部市民税課及び保健福祉部保険年金課	事後	
平成28年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3) 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目		(別紙3)(3)地方税電子申告情報ファイル中、項番93から134、173から176、192から215を追加挿入	事後	

平成28年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(3) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働大臣(日本年金機構)・厚生労働大臣(日本年金機構)を經由して国家公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団・地方公務員共済組合連合会を經由して地方職員共済組合、地方職員共済組合団体共済部、東京都職員共済組合、札幌市職員共済組合、川崎市職員共済組合、横浜市職員共済組合、名古屋市職員共済組合、京都市職員共済組合、大阪市職員共済組合、神戸市職員共済組合、広島市職員共済組合、北九州市職員共済組合、福岡市職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、全国市町村職員共済組合連合会・警察共済組合・農林漁業団体職員共済組合 	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働大臣(日本年金機構) ・国家公務員共済組合連合会 ・日本私立学校振興・共済事業団 ・地方職員共済組合 ・公立学校共済組合 ・警察共済組合 ・全国市町村職員共済組合連合会 ・農林漁業団体職員共済組合 	事後	
平成29年4月1日	I-6-② 所属長	市民税課長 片渕 明子	市民税課長 一番ヶ瀬 昭広	事後	
令和1年11月8日	I-6-② 所属長の役職名	市民税課長 一番ヶ瀬 昭広	市民税課長	事後	
令和2年11月18日	II 特定個人情報ファイルの概要(1) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 情報の突合	・個人住民税の賦課に必要な情報を入力する際は、個人番号カードもしくは通知カード及びその他本人確認書類と、各種課税資料の記載事項により突合を行う。	・個人住民税の賦課に必要な情報を入力する際は、個人番号カード及びその他本人確認書類と、各種課税資料の記載事項により突合を行う。	事後	
令和2年11月18日	II 特定個人情報ファイルの概要(1) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ③委託先名	指名競争入札により選定	株式会社九州コーユー	事後	
令和2年11月18日	II 特定個人情報ファイルの概要(3) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	指名競争入札により選定	株式会社九州TKC	事後	
令和2年11月18日	II 特定個人情報ファイルの概要(4) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	指名競争入札により選定	株式会社九州TKC	事後	

令和2年11月18日	Ⅲ リスク対策(1)～(4) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	定めていない	定めている	事後	
令和2年11月18日	Ⅲ リスク対策(1)～(4) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	<p>・特定個人情報ファイルの取扱いに限定した定めはないが、広く個人情報の取扱いに関して、情報システムの運用、保守等を外部委託する場合には、委託事業者との間で必要に応じて次の情報セキュリティ要件を明記した契約を締結する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・責任体制の整備 ・秘密の保持 ・利用者への通知 ・適正管理 ・収集の制限 ・目的外使用の禁止 ・複写等の禁止 ・再委託の禁止 ・資料等の返還 ・事故発生時における報告 ・監査及び検査 ・契約の解除および損害賠償 	<p>秘密保持義務 事業所内からの特定個人情報のからの特定個人情報の持ち出しの禁止 特定個人情報の目的外利用の禁止 再委託における条件 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 特定個人情報を取り扱う従業員の明確化 従業員に対する監督・教育、契約内容の遵守状況について報告 実地の監査、調査等を行うことができる</p>	事後	
令和3年11月4日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の内容	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和3年11月4日	I 基本情報 5. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和3年11月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(1) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1 ①法令上の根拠及び同②提供先における用途	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和3年11月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(1) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先3 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	

令和3年11月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先1 ②提供先における用途	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和3年11月4日	Ⅲ リスク対策(1) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	番号法別表第2及び第19条第14号	番号法別表第2及び第19条第17号	事後	
令和3年11月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(4) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	
令和3年11月4日	Ⅲ リスク対策(1)、(2)及び(3) 8. 監査	[]内部監査	[○]内部監査	事後	
令和4年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(2) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	日商エレクトロニクス株式会社	株式会社ジェイエスキューブ	事後	
令和4年11月10日	Ⅲ リスク対策(1)、(2)、(3)及び(4) 8. 監査	[○]内部監査	[]内部監査	事後	
令和5年11月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務についてシステム3 ②システムの機能	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	
令和5年11月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務についてシステム4 ②システムの機能	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	

令和5年11月30日	I 基本情報 5. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠中、【情報提供の根拠】	【情報提供の根拠】:別表第2第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、同表第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	【情報提供の根拠】:別表第2第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、同表第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項)	事後	
令和5年11月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(1) 3. 特定個人情報ファイルの入手・使用 ①入手元	その他(地方公共団体情報システム機構、地方税電子化協議会)	その他(地方公共団体情報システム機構、地方税共同機構)	事後	
令和5年11月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(1) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ③委託先名	株式会社九州コーユー	株式会社コーユービジネス	事後	
令和5年11月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(1) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ③委託先名	指名競争入札により選定	株式会社佐賀電算センター	事後	
令和5年11月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(1) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先3 ①法令上の根拠	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事後	
令和5年11月30日	別紙2	番号法第19条第7号項番	番号法第19条第8号項番	事後	
令和5年11月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(2) 3. 特定個人情報ファイルの入手・使用 ①入手元	その他(地方税電子化協議会)	その他(地方税共同機構)	事後	
令和5年11月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(3) 3. 特定個人情報ファイルの入手・使用 ①入手元	その他(地方税電子化協議会)	その他(地方税共同機構)	事後	

令和5年11月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(4) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事後	
令和5年11月30日	Ⅲ リスク対策(3)5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く) 特定個人情報の提供・移転におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	
令和5年11月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1の別紙1		提供先及び提供先における用途に、項番20「市町村長」、「身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」を追加	事後	
令和5年11月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1の別紙1		提供先及び提供先における用途に、項番30「社会福祉協議会」、「社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」を追加	事後	
令和5年11月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1の別紙1		提供先及び提供先における用途に、項番53「市町村長」、「知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」を追加	事後	
令和5年11月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1の別紙1		提供先及び提供先における用途に、項番121「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等」、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの」を追加	事後	

令和6年11月1日	I-1-② 事務の内容	・番号法第19条第8号別表2における情報提供のために、	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供のために、	事後	
令和6年11月1日	I-4 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1第16項	番号法第9条第1項別表第24項	事後	
令和6年11月1日	I-5-② 法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 【情報照会の根拠】:別表第2第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、同表第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項) 【情報提供の根拠】:別表第2第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、同表第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報照会の根拠】 ・48の項 【情報提供の根拠】 ・1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項	事後	
令和6年11月1日	II(1)-5 提供先1①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2(別紙1参照)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(別紙1参照)	事後	
令和6年11月1日	II(1)-5 提供先1②提供先における用途	番号法第19条第8号別表第2に定められた用途(別紙1参照)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定められた用途(別紙1参照)	事後	
令和6年11月1日	II(1)-5 移転先1①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1第16項、内閣府・総務省令第5号第16条	番号法第9条第1項別表第24項	事後	
令和6年11月1日	II(1)-5 移転先1②移転先における用途	番号法第19条第8号別表第2に定められた用途及び別紙2参照	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定められた用途及び別紙2参照	事後	

令和7年11月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7		①システムの名称 個人住民税申告ポータル ②システムの機能 個人住民税についてオンラインで申告ができる機能 ③他のシステムとの接続 [○]その他(マイナポータル申請管理(サービス検索・電子申請機能))		
令和7年11月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8		①システムの名称 マイナポータル申請管理(サービス検索・電子申請機能) ②システムの機能 【住民向け機能】自ら受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能 ③他のシステムとの接続 [○]その他(個人住民税申告ポータル)		
令和7年11月1日	II 特定個人情報ファイル 4. 特区低個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1及び2 ③委託先名	株式会社佐賀電算センター	SDCソリューションズ株式会社		
令和7年11月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 取扱いの有無	[委託する] (5件)	[委託する] (6件)		
令和7年11月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 業務委託3 ①委託内容	申告情報(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書、市県民税申告書等)のデータ化に関する業務	申告情報(給与支払報告書、確定申告書、市県民税申告書等)のデータ化に関する業務		

令和7年11月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6		委託先名 市民税・県民税賦課等業務委託 ①委託内容 課税資料データ化の事前作業に関する業務 ②委託先における取扱い者数 [10人未満] ③委託先名 プロポーザル方式により選定 ④委託先の有無 [再委託しない]		
令和7年11月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(2) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 取扱いの有無	[委託する] (1件)	[委託する] (2件)		
令和7年11月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(2) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2		委託先名 市民税・県民税賦課等業務委託 ①委託内容 課税資料データ化の事前作業に関する業務 ②委託先における取扱い者数 [10人未満] ③委託先名 プロポーザル方式により選定 ④委託先の有無 [再委託しない]		
令和7年11月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(3) 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[O]その他(LGWAN、インターネット回線、専用回線)	[O]その他(LGWAN、インターネット回線、専用回線、マイナポータル申請管理(サービス検索・電子申請機能))		

<p>令和7年11月1日</p>	<p>Ⅲリスク対策(3) 2. 特定個人情報入手 リスクに対する措置の内容</p>	<p>(eLTAXからの入手分) ○本人又は本人の代理人からの入手 ○給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。)からの入手 ・地方税ポータルセンタ(eLTAX)では、申告等の手続きを行おうとしている者からしか情報を受け付けず、対象者以外の情報の入手ができないようシステムで制御している。eLTAXを利用するためには、利用届出を提出し、利用者IDと暗証番号を取得して、電子証明書を登録する必要がある。申告等の手続の際に添付される電子証明書と登録情報との確認を行うことにより、なりすましでないかの確認・検証ができる。また、利用届出や申告データ等に記載された提出先により、審査システム(eLTAX)が地方税ポータルサイト(eLTAX)から対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。 ○公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)からの入手 ・公的年金等支払者から提出された情報に記載された提出先により、審査システム(eLTAX)が地方税ポータルサイト(eLTAX)から対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。 ・審査システム(eLTAX)では、各入手元からの情報に設定された提出先により、対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御するとともに、法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手できないようシステムで制御している。</p>	<p>(1)対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 (eLTAXからの入手分) ○本人又は本人の代理人からの入手 ○給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。)からの入手 ・地方税ポータルセンタ(eLTAX)では、申告等の手続きを行おうとしている者からしか情報を受け付けず、対象者以外の情報の入手ができないようシステムで制御している。eLTAXを利用するためには、利用届出を提出し、利用者IDと暗証番号を取得して、電子証明書を登録する必要がある。申告等の手続の際に添付される電子証明書と登録情報との確認を行うことにより、なりすましでないかの確認・検証ができる。また、利用届出や申告データ等に記載された提出先により、審査システム(eLTAX)が地方税ポータルサイト(eLTAX)から対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。 〈マイナポータル申請管理(サービス検索・電子申請機能)における措置〉 ・マニュアルやweb上で個人番号の提出が必要な者の要件を明示・周知し、対象以外の情報の入手を阻止する。 ・申請時に個人番号付電子申請データに電子証明書を付与することで、本人以外のなりすましを防止する。 ○公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)からの入手 ・公的年金等支払者から提出された情報に記載された提出先により、審査システム(eLTAX)が地方税ポータルサイト(eLTAX)から対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御して</p>		
------------------	-------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

			<p>(2) 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査システム(eLTAX)では、各入手元からの情報に設定された提出先により、対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御するとともに、法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手できないようシステムで制御している。 〈マイナポータル申請管理(サービス検索・電子申請機能)における措置〉 ・住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 		
令和7年11月1日	Ⅲリスク対策(3) 2. 特定個人情報の使用 ユーザー認証の管理 具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・情報システムを使用可能な職員を特定し、特定個人情報へのアクセス権限の制御を行っている。 ・ユーザーID・パスワードにより、操作者の認証を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報システムを使用可能な職員を特定し、特定個人情報へのアクセス権限の制御を行っている。 ・ユーザーID・パスワードにより、操作者の認証を行う。 〈マイナポータル申請管理(サービス検索・電子申請機能)における措置〉 ・サービス検索・電子申請機能をLGWAN接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。 		

令和7年11月1日	Ⅲリスク対策(3) 2. 特定個人情報情報の使用 その他の措置の内容	情報システムへのアクセス記録をログとして保管している。	<p>(1)従業者が事務外で使用するリスクへの措置 情報システムへのアクセス記録をログとして保管する。 <マイナポータル申請管理(サービス検索・電子申請機能)における措置> ・サービス検索・電子申請機能へのアクセスできる端末を制限する。</p> <p>(2)特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置 <マイナポータル申請管理(サービス検索・電子申請機能)における措置> サービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う</p>		
令和7年11月1日	Ⅲリスク対策(3) 7. 特定個人情報ファイルの保管・消去 その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・サーバー機器は、地方税ポータルシステムASPサービス提供業務委託業者の、生体認証を用いて厳重に入退室を管理されたサーバー室内のサーバーラックに格納されている。 ・定期的なバックアップを行っている。 ・情報システム及び機器の廃棄時には、データの消去又は物理的破壊を行っている。 	<p>【物理的対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバー機器は、地方税ポータルシステムASPサービス提供業務委託業者の、生体認証を用いて厳重に入退室を管理されたサーバー室内のサーバーラックに格納されている。 ・情報システム及び機器の廃棄時には、データの消去又は物理的破壊を行っている。 <p><マイナポータル申請管理(サービス検索・電子申請機能)における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・LGWAN接続端末については、業務時間内のセキュリティワイヤー等による固定 <p>【技術的対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的なバックアップを行っている。 <p><マイナポータル申請管理(サービス検索・電子申請機能)における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・LGWAN接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行う。 		